

やめよう迷惑駐車

違法駐車追放

道路を車庫代わりに使用すること、及び道路上に長時間駐車することは、法律で禁止されています。

※ 罰則（車庫法違反）

道路使用：3月以下の懲役又は20万円以下の罰金【点数3点】

長時間駐車：20万円以下の罰金【点数2点】

ルールを守ってみんなで住みやすい街づくりに心がけましょう。

迷惑駐車が及ぼす影響

- 通行する自動車、歩行者、自転車の通行を妨げます。
- 救急車、消防車などの緊急車両の活動の妨げとなります。
- 車の影からの飛び出しや通行時の接触など交通事故を誘発する可能性があります。
- 周辺駐車場の出入庫時の障害となります。
- 違法駐車の影響による街の景観を損ねます。



川西警察署